TAC弁理士講座

令和５年度

論文式試験模範答案例

—意匠法—

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

■意匠法

１．【問題Ⅰ】について

設問（１）について

・新規性喪失の例外についての理解を問う。

設問（２）について

・補償金請求権についての理解を問う。

設問（３）について

・外国で実施された意匠について、属地主義の観点からの理解を問う。

２．【問題Ⅱ】について

設問（１）について

・建築物の意匠についての理解を問う。

設問（２）について

・先使用権についての理解を問う。

■令和５年度　論文式試験　模範答案例（意匠法）

【問題Ｉ】について

１．設問（１）について

　出願Ａは国際登録され国際公表されているため、国際登録に日にされた意匠登録出願とみなされる（ジュネーブ改正協定10条(2)、60条の６第１項）。以降、国際登録は、日本国において正規の出願と同一の効果を有する（協定14条(1)）。

　ここで、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した意匠については新規性喪失の例外の適用を受けることができる（４条１項）。

　本問では、乙から意匠登録を受ける権利の譲渡を受けた後に、乙の出品行為によりイについて新規性を喪失していることから、意に反する公知と言える。

　そこで、甲は、国際登録の効果が拒絶されることを回避するため（協定12条(1)）、日本国特許庁に対して意見書を提出し、意に反して意匠イが公知になったことを証明する対応を行うべきである（４条１項、準特50条、協定12条(3)(b)）。

２．設問（２）について

　国際公表があった後に出願に係る意匠に類似する意匠を実施した者に対しては、いわゆる補償金請求権を請求しうる（60条の12第１項）。自己の意匠を第三者に実施されたことによる出願人の損失を填補するためである。

　本問では、丙が国際公表後に出願に係る意匠イと類似する意匠ロに係るフロアランプの製造販売をしていることから、甲は丙に対して補償金請求権を請求しうる（同項）。

　なお、補償金請求権の請求にあたって、甲は、丙に対して意匠イの内容を記載した書面を提示して警告する必要があることについて留意すべきである（同項）。丙に対し補償金

請求権を請求する範囲を明確にさせるためである。

　また、甲は、意匠権の設定の登録あった後でなければ行使できないことも留意すべきである（準特65条２項）。丙との利害関係の調整が煩雑になるのを防ぐためである。

３．設問（３）について

（１）問題提起

　意匠権の侵害とは、正当理由・権原なき第三者が業として登録意匠またはこれに類似する意匠の実施をすることをいう（23条）。本問では、意匠イに類似する意匠ハの業としての実施は、意匠イに係る意匠権を侵害する。

　ここで、属地主義の原則とは、意匠権の効力が意匠権を取得した国の領域内に限られることを示す原則である。本問では、意匠ハに係るフロアランプの製造販売がＸ国で行われているため、属地主義の原則より、Ｘ国における丁の行為が、日本国における意匠権の侵害に該当するか否かが問題となる。

（２）事案検討

　本問では、意匠ハに係るフロアランプを製造する行為はＸ国で行われているため、属地主義の原則により、意匠権の侵害にはならない。

　一方、販売に際し、配送業者を介してＸ国から日本国内の消費者に対して直接送付する行為は、輸入に該当する（２条２項１号かっこ書）。したがって、本行為は意匠ハの実施に該当することから、意匠権の侵害に該当する（23条）。なお、同号の規定は、輸入行為のうち日本国内に到達する時点以降の国内における行為であり、属地主義に反するものではない。

【問題Ⅰについて以上】

【問題Ⅱ】について

１．設問（１）について

（１）建築物が追加された経緯について

昨今、モノのデザインのみならず、空間のデザインを重視する観点から、企業が店舗の外観や内部の形状等に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えている。こうした店舗デザインについては、多額の投資を行った上で設計されることも多く、これが容易に模倣されるようであれば、企業競争力の源泉たるデザイン投資の収縮を招くこととなる。

したがって、これらのデザインを意匠権で保護することができるよう、意匠登録を受けることができる意匠に建築物が追加された。

（２）工業上利用することができる意匠であると解される理由について

物品の意匠の場合、工業上利用することができるとは、同一のものを複数製造し得ることをいう。建築物の意匠も同一のものを複数建築し得るため、工業上利用することができる意匠であると解される。

２．設問（２）について

（１）先使用権が意匠法に設けられた意義について

先使用者が、その後になされた出願に基づく意匠権の存在により実施を継続できなくなることは公平の観念に反する。また先使用者に実施を全く認めないとすると、他人の出願前から積極的に資本、労力を投下してなされた事業設備の荒廃をきたし、国民経済上又は

産業上政策上好ましくない。そこで、公平の観念及び既存設備保護の観点より、先使用者の実施の継続を確保すべく、先使用権を認めた。

（２）「実施の準備」に該当すると主張するための論拠について

　意匠イに係る大規模リゾートホテルは、引合いから受注、納品に至るまで相当の期間を要し、しかも大量生産品ではなく個別的注文を得て初めて生産にとりかかるものであり、予め部品等を買い備えるものではないと考えられる。このようなホテルの特殊事情も併せ考えると、甲は意匠イについて即時実施の意図を有していたと考えられる。

　そして、その即時実施の意図は、ホテルの設計図等の提出という行為により客観的に認識されうる態様、程度において表明されていたものと考えられるため、甲は、意匠ロに係る出願の出願日において、意匠イにつき現に「実施の事業」の準備をしていたものと言える。

【問題Ⅱについて以上】

TAC